

◎新潟県告示第820号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年8月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

佐渡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 佐渡都市計画下水道事業

(2) 名称 佐渡市公共下水道（国府川処理区）

3 事業施行期間

平成2年8月24日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成2年新潟県告示第2323号、平成2年新潟県告示第2324号及び

平成31年新潟県告示第346号の事業地のうち、新穂皆川、目黒町字西沖、畑野字畑沖を削る

(2) 使用の部分

平成2年新潟県告示第2323号、平成2年新潟県告示第2324号及び

平成31年新潟県告示第346号の事業地のうち、八幡字辰巳の地内において事業地を変更、

金井新保字唐崎、字やたい、字川東、字東道崎、字西沖、千種字中、字境、中興字境、字城の前、字柳田、

字西沖、泉字東沖、字桶切、字小又、字城の前、字中之又、字嶋の前、長木字笠井田、字前の田、

字腰前、字田中田、字竹之花、字横戸、字長節、八幡字中江、字竹之花、字清水、字千本、字碓、

字貝小路、字諏訪、字中川、字池田、字岩野、字新田、字野口、字浜、八幡町字東方、字西方、字出口、

字野田、字鴨摺、字川端、八幡新町字石谷、河原田本町字川原、字本町、字下田崎、字御旅所、字砂、

字芋、長石字千速町、字東通、字西通、字西畑、字風除、字高立、字浜端、真野新町字青塚、

四日町字配当、字東方、字沖、字古川通、字千速町、字川端、字祇園野、畠田字沖、畑野字向河原、

字安国寺、字畑沖、寺田字上り詰、字向河原、字安国寺、字寺田沖、畑野（甲）、目黒町字西沖、

字中ノ谷地、字四反田、新穂皆川及び新穂舟下を削る